

16 外国人の犯罪

Q 1 1 6 日本人が外国に行つて犯罪被害にあつたら、日本の警察はどのようなことをするのですか。

A 犯人が外国に逃げた場合は、外国の警察と協力して捕まえます。日本の警察が勝手に外国に行つて犯人を捕まえることはできません。ですから、犯人は、外国に逃げてしまえば警察に捕まらないと思つて、外国に逃げているようです。しかし警察は悪いことをした犯人をそのままにはしません。

世界中の警察が協力して、犯罪を防いだり犯人を捕まえるため、フランスに本部を置く「国際刑事警察機構（ICPO）」という組織があります。この「国際刑事警察機構（ICPO）」や大使館を通じて、犯罪の情報交換したり、外国に逃げた犯人を捕まえて日本に送り返すための協力をしています。

千葉県には、成田国際空港がありますので、千葉県警察は、全国の警察と協力して、犯人を外国に逃がさないように空港で捕まえる仕事もしています。

Q 1 1 7 外国人の取調べをするとき、通訳はどのようにしているのですか。

A 外国人の取調べをするときは、まずどんな言葉がわかるのかを確かめます。警察官がその言葉で取調べをすることができないときは通訳が必要になります。

千葉県警察には、国際化対策センターという通訳のための係があり、通訳が必要なおときには、その国の言葉を話せる職員を向かわせます。また、国際化対策センターの職員だけでは間に合わないときには、警察以外の人がお願いすることもあります。